



宮 監 公 表 第 18 号  
平 成 30 年 3 月 23 日

宮 崎 市 監 査 委 員  
宮 崎 市 監 査 委 員  
宮 崎 市 監 査 委 員  
宮 崎 市 監 査 委 員

梶 谷 欣 也  
神 戸 洋 一 郎  
伊 地 知 義 友  
日 高 あ き び



## 財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第199条の規定に基づく財政援助団体等監査の結果を次のとおり公表します。

### 記

#### 1 監査の対象

宮崎市の出捐に係る宮崎市土地開発公社の平成27年度及び平成28年度の出納その他の事務の執行並びに市所管課（企画財政部資産経営課）の同団体に対する事務の執行

#### 2 監査の場所

監査室、宮崎市土地開発公社の事務所及び市企画財政部資産経営課

#### 3 監査の実施期間

平成30年2月1日から平成30年3月22日まで

#### 4 監査の方法

宮崎市土地開発公社及び市所管課（企画財政部資産経営課）に対し、監査の対象事務に関する資料の提出を求め、市の出捐に係る出納その他の事務の執行が法令、規則等に準拠して適正かつ効率的に行われ、目的が適切に達成されているかについて、提出された資料及び関係帳簿・書類の確認を行うとともに、関係人から説明を聴取し実施した。

#### 5 監査執行上の除斥

本監査にあたって、梶谷欣也監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

#### 6 監査の結果

##### (1) 宮崎市土地開発公社

おおむね適正かつ効率的に執行されていると認めたが、次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があった。今後、適正な事務の執行に努められたい。

- ①平成27年度及び平成28年度の経理について、公有地の拡大の推進に関する法律等における基本的規定のほか、昭和54年12月の「土地開発公社経理基準要綱」（平成17年1月21日改正）に基づき処理する旨規定されていることから、決算書に同要綱第4条第2号に規定する固定資産の減価償却の方法を注記すべきところ、注記されていなかった。

監査の過程において改善が望まれる事項が見受けられたので、以下のとおり意見を付す。  
①経理について、会計規程において、出納責任者は、予算執行者の決裁を経た収入及び

支出について、収支命令者の命令に基づいて出納を行う旨規定されているにもかかわらず、予算執行者、収支命令者及び出納責任者が同一の者の押印が見受けられた。職員数等の課題があることは理解できるものの、不適切な執行が発生することのないように、実効性のあるチェック体制の確保が図られるよう検討されたい。

- (2) 市所管課（企画財政部資産経営課）  
適正かつ効率的に執行されていると認めた。